

給水装置工事に係る取扱指針

内容現在 令和3年4月1日

加除（さしかえ）表

追録第21号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第1部	P 1 から 2 まで	1	P 1 から 2 まで	1	目 4 の次
	P 1 3 から 1 4 まで	1	P 1 3 から 1 4 まで	1	P 1 2 の次
	P 22 から 22-1 まで	1	P 22 から 22-1 まで	1	P 2 1 の次
第2部	P 3 から 6 まで	2	P 3 から 6 まで	2	P 2 の次
	P 1 7 から 1 8 まで	1	P 1 7 から 1 8 まで	1	P 1 6 の次
	P 4 1 から 4 2 まで	1	P 4 1 から 4 2 まで	1	P 4 0 の次
	P 4 5 から 4 6 まで	1	P 4 5 から 4 6 まで	1	P 4 4 の次
	P 4 9 から 5 0 まで	1	P 4 9 から 5 0 まで	1	P 4 8 の次
	P 6 1 から 6 4 まで	2	P 6 1 から 6 4 まで	2	9 中見出しの次
第3部	目 1 から P 6 まで	4	目 1 から P 6 まで	4	第3部 見出しの次
	P 9 から 1 0 まで	1	P 9 から 1 0 まで	1	P 8 の次
第4部	P 6-11 から 6-12 まで	1	P 6-11 から 6-12 まで	1	P 6 - 1 0 の次
第5部	P 1 から 2 まで	1	P 1 から 2 まで	1	1 中見出しの次
	P 1 5 から 1 6	1	P 1 5 から 1 6	1	3 中見出しの次
	P 2 3 から 2 4	1	P 2 3 から 2 4	1	5 中見出しの次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

第 1 部

1. 目的

この取扱いは、函館市における給水装置工事の適正を図るため、地域の特性を勘案し、工事に必要な事項を定める。

1. 給水装置工事は、水道法、函館市水道事業給水条例および同施行規程ならびに関係法令に基づき計画、設計、施工するものとする。
2. 給水装置の構造および材質は、寒冷地の給水装置として、適正な能力と機能を有するものとする。
3. この取扱いに特に記載していない給水装置の設計施工技術に関する資料は、財団法人給水工事技術振興財団発行、厚生省監修の「給水装置工事の手引き」など給水装置工事関係文献によるものとする。
4. その他、この取扱いに記載されていない事項については、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の定めるところによる。

2. 給水装置の概要

(1) 用語の定義

① 給水装置

給水装置とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。

② 給水装置工事

ア 給水装置工事とは、給水装置の設置または変更の工事をいう。

イ 給水装置の設置とは、新設工事をいう。変更とは、改造、撤去および修繕工事をいう。

ウ 工事とは、あらかじめ行う調査から、計画の立案、工事の施工、しゅん検査までの一連の過程の一部または全部をいう。

③ 給水装置の種類

ア 専用給水装置 一世帯、一事業所または一箇所を使用するもの

イ 私設消火栓 消防用を使用するもの

④ 配水管

ア 配水管とは、管理者が布設し管理する水道施設をいう。

(ア) 配水本管 口径 300mm～800mm（布設箇所：公道）

(イ) 配水管 口径 250mm～75mm（布設箇所：公道および私道）

(ウ) 配水支管 口径 50mm（布設箇所：公道および私道）

(エ) 配水小管 口径 40mm～100mm（布設箇所：私道および私有地）

イ 給水装置を設置するために分岐することができる配水管の口径は、250mm以下とする。ただし、管理者が認めた場合は、口径300、350mmの配水管から分岐することができる。

⑤ 閉栓

閉栓とは、保護ボックス等のボックス類が設置されている状態で、水道メーター（以下「メーター」という。）を取外し、プラグ止めすることをいう。ただし、東部営業所（以下「営業所」という。）管内においては、ボックス設置が終了するまでの間、掘削してメーターを取外すことをいう。

⑥ 開栓

開栓とは、閉栓されて使用中止の状態ボックス類があり、メーター以降が使用可能な既設給水装置に、メーターを取付けることをいう。ただし、営業所管内においては、ボックス設置が終了するまでの間、掘削してメーターを取付けることをいう。

(2) 給水装置工事の種類

① 新設工事

ア メーター設置の有無に係わらず、新たに給水装置を設置する工事

イ 既設の給水装置を撤去し、分岐から全て新たに給水装置を設置する工事

② 改造工事

ア 既設給水装置の管種変更、増設等により原形を変更する工事

イ メーター等の位置を変更する工事

ウ メーターおよび保護ボックス等のボックス類が設置されていない給水装置に、メーターを設置する工事

エ 受水槽式給水の建築物で、既に特例検針を行っている共同住宅等を直結式給水に変更する工事

③ 撤去工事

給水装置を配水管または他の給水装置の分岐部から取外す工事

④ 修繕工事

ア 給水管、給水用具等の破損箇所を修理するもので、厚生労働省令で定める軽微な変更を除く工事

(ア) 厚生労働省令で定める軽微な変更とは、単独給水栓の取替えおよび補修ならびにこま、パッキン等の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする

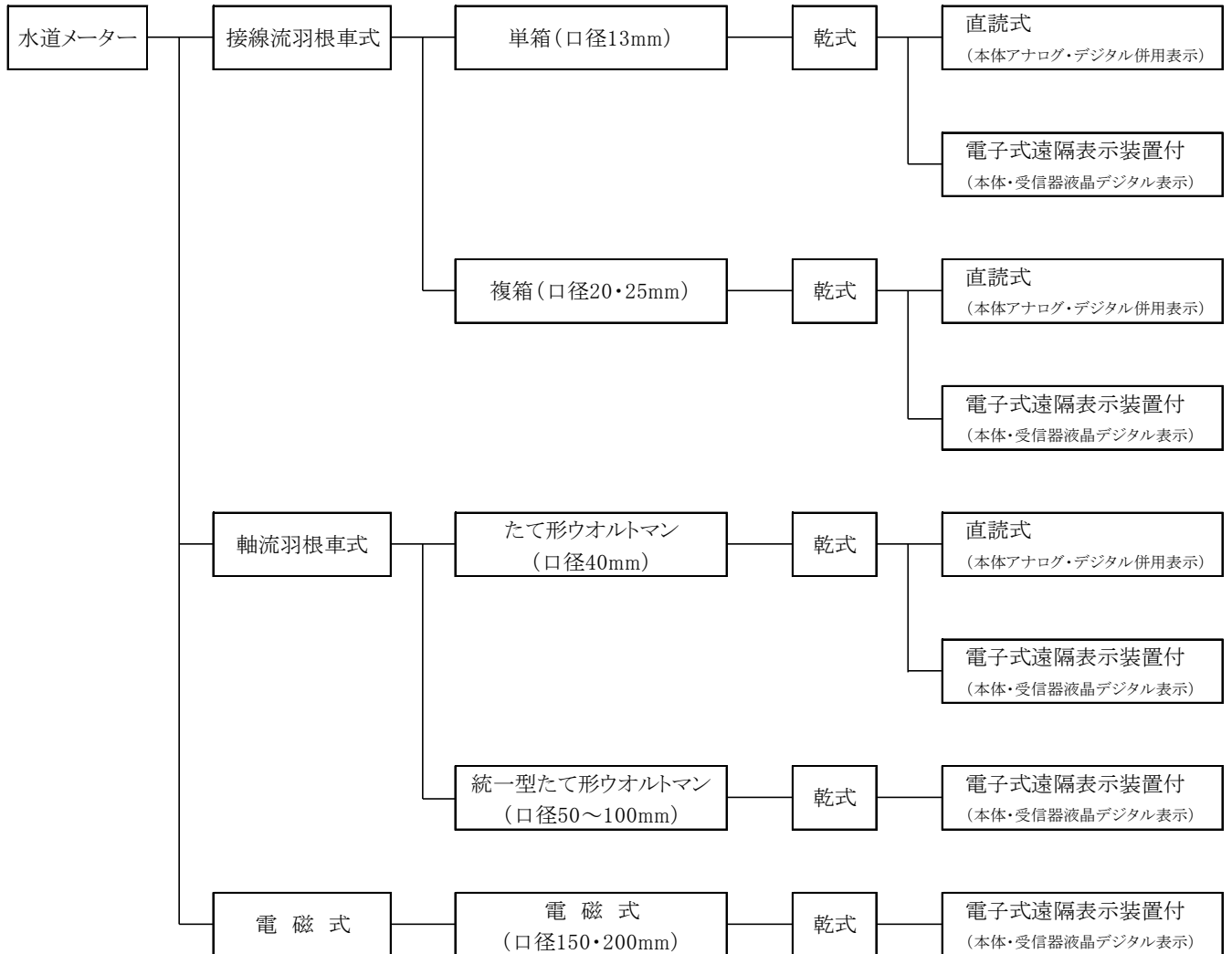
(イ) 単独給水栓とは、湯水を混合して吐水する機能を有しない手動により作動する給水栓とする。電気等で作動する自動水栓は含まない

(ウ) 単独給水栓の取替えとは、単独水栓から単独水栓への取替えとするが、同型には限定しない

⑤ メーターの選定等

ア 新たに設置するメーターの器種は、原則として口径13mm～40mmは「直読式メーター」、口径50mm～100mmは電子式遠隔表示装置付水道メーターおよび口径150mm・200mmは電磁式遠隔表示装置付水道メーター（以下「遠隔式メーター」という。）とする。ただし、営業所管内に設置するメーターの器種は、遠隔式メーターとする。

イ 管理者が採用するメーターの器種は、次のとおりとする。



⑥ メーター口径

メーターは、適正な計量を確保するため、メーター型式別使用流量基準表の範囲内のものを選定する。

水道メーター型式別使用流量基準表

口径	メーター形式	定格最大流量 Q3 (m ³ /h)	計量範囲		適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量		一日あたり使用時間流量			一ヶ月当たり 使用量 (m ³ /月)	給水栓数	同時使用栓数 瞬時的 使用時
			Q3/Q1	R		一日一時間以 内使用の場合	10分/日以内 使用の場合	一日使用時間の 合計が5時間	一日使用時間の 合計が10時間	一日24時 間使用のとき			
13	接線流	2.5	100	100	0.1~1.0	1.5	2.5	4.5	7.0	12.0	100.0	~4	2 3
20	"	4.0	100	100	0.2~1.6	2.5	4.0	7.0	12.0	20.0	170.0	~15	4 5
25	"	6.3	100	100	0.23~2.5	4.0	6.3	11.0	18.0	30.0	260.0	~20	5 8
40	たて形軸流	16.0	100	100	0.4~6.5	9.0	16.0	28.0	44.0	80.0	700.0	~30	6 22
50	電子式 たて形軸流	40.0	100	100	1.25~17.0	30.0	40.0	87.0	140.0	250.0	2,600		
75	"	63.0	100	100	2.5~27.5	47.0	63.0	138.0	218.0	390.0	4,100		
100	"	100.0	100	100	4.0~44.0	74.5	100.0	218.0	345.0	620.0	6,600		
150	電磁式	400.0	160	160	2.5~400.0	400.0	400.0	2,000	4,000	7,800	234,000		
200	"	630.0	160	160	3.94~630.0	630.0	630.0	3,150	6,300	13,680	410,000		

オ メーターボックスおよび配管寸法は、次のとおりとする。

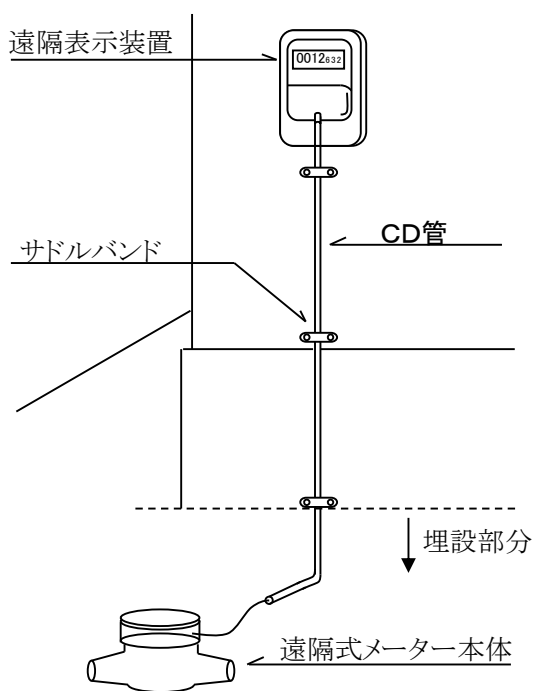
口径	メーターのみ設置		メーター・逆止弁設置		逆止弁のみ設置		摘要
	配管寸法 (単位:mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位:mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位:mm)	対応ボックス	
13mm	332	A-中+保護ボックス	—	—	—	—	
20mm	460	A-中+保護ボックス	602	B-2 KB-2	—	—	
				A-大+保護ボックス			
25mm	528	A-大+保護ボックス	683	B-2	—	—	
				KB-2			
40mm	599.5	B-2	813.5	KB-3	598.5	B-2	
		KB-2		B-4		KB-2	
50mm	916	B-4	1,201	T-1	641	B-2	
						KB-2	
75mm	—	—	—	—	880	KB-3	伸縮継手(2次側仕切弁はボックス外に設置)
			1,360	T-2	1,430	T-2	2次側仕切弁は、ボックス外に設置
100mm	—	—	—	—	940	B-4	伸縮継手(2次側仕切弁はボックス外に設置)
			1,540	T-2	1,490	T-2	2次側仕切弁は、ボックス外に設置
150mm	—	—	—	—	1,090	T-1	伸縮継手(2次側仕切弁はボックス外に設置)
			—	—	1,640	T-3	2次側仕切弁は、ボックス外に設置
			1,660	T-3	—	—	1,2次側仕切弁は、ボックス外に設置

⑪ 遠隔式メーターの設置等

ア 遠隔式メーターの設置は、原則として次のとおりとする。

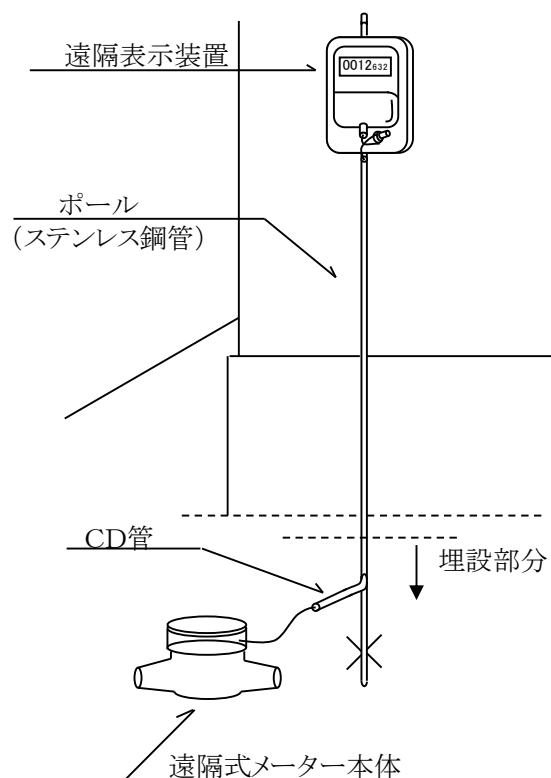
- (ア) 遠隔式メーター本体の設置は、取替え「および点検が容易にでき、凍結のおそれのない場所とする。
- (イ) 遠隔表示装置は、建物の壁に設置すること。なお、建物の壁等に設置が困難な場合は、ポール設置式とすることができる。また、遠隔表示装置設置高さは、地上から1.5mとする。
- (ウ) 伝送線の保護管は、CD管口径22mmを使用し、埋設する場合は深度を30cm以上とし、壁に取付ける場合はサドルバンドで確実に固定する。
- (エ) ポール設置の場合は、管理者の指定するステンレス鋼管口径25mmのポールを使用し、CD管との接続にはソケットを使用し、伝送線が貫通するよう組立て、ポールの上端部の防水処理および転倒防止の措置をする。
- (オ) 伝送線の配線総延長は、おおむね7m以内とする。
- (カ) 遠隔式メーターを設置する場合であってもメーターボックスは設置する。

・壁に設置する場合



※メーターボックス類は省略しています。

・ポール設置する場合



- イ 遠隔式メーターを設置する場合の費用の負担区分は、次のとおりとする。
- (ア) 設置する遠隔式メーター本体，遠隔表示装置およびこれらの付帯品（ボルトナット，封印線，封印玉，パッキン等）は，管理者が貸与する。
 - (イ) メーターの設置およびその他付帯する工事（保護管の設置など）に係る費用は，すべて設置者の負担とする。
- ただし，既設のもので計画取替えによるものは，管理者の負担とする。

(5) 特殊器具等の設置

① 高圧洗車機

加圧された洗剤およびワックスの混合水が逆流するおそれがあるため，受水槽式（シスタンク等）給水とすること。

② 浄水器

性能基準は，J I S S 3 2 4 1 の基準によること。

なお，浄水器以降の水は，水道水中の溶存物質などを除去するため，給水栓から流出する水は，水道水として取扱われない。

ア I 形は，給水栓，他の末端給水器具の一次側直近に取付けて，常時圧力が浄水器に作用するため，逆流防止弁を設置すること。

イ II 形は，給水栓の二次側に取付けて，常時圧力が作用しないこと。

(3) 本局が所管する区域

函館市内全域の給水区域（東部営業所管内を含む）

2. 申請の手続

(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

(ア) 給水装置工事申込書は、必要事項を記入のうえ、工事着工前に提出しなければならない。

(イ) 工事の着工は、給水装置工事承認通知を受けた後に行うこと。

イ 提出手続

(ア) 給水装置工事申込書は、給水装置工事の申込と給水装置の設計審査申請を兼ねているので、記入例を参考に作成すること。

(イ) 給水装置工事申込書には、業務課窓口にて事前調査し、打ち合わせした内容がわかるものを添付すること。

(ウ) 給水装置工事申込書を提出するときは、当該箇所が公共下水道処理区域の場合、排水設備計画確認申請書を同時に提出すること。

(エ) 給水装置工事申込書は、給排水指導担当に提出し、手数料納入通知書を受ける。

(オ) 手数料納入通知書を水道お客さまセンター窓口に提出し、手数料を納入する。

② 給水装置工事の種別による申込の取扱い

ア 新設・改造工事が単独の場合は、それぞれ新設・改造工事とする。

イ 撤去工事が単独の場合は、撤去工事とする。

ウ 新設工事と改造工事が重複する場合は、新設工事とする。

エ 新設工事と撤去工事が重複する場合は、新設工事とする。

オ 改造工事と撤去工事が重複する場合は、改造工事とする。

(2) 道路占用許可申請等

① 道路占用許可申請

申請書は、申込者が作成し、給水装置工事申込書と同時に給排水指導担当に提出する。

提出から許可までの日数は、おおむね次のとおりである。

国道 14日 道道 30日 市道 14日

② 道路使用許可申請

申請書は、設計審査申請者が作成し、所轄警察署へ提出し許可を受け、許可書の写しを給排水指導担当に提出する。

なお、交通止め等の交通規制が予想される箇所は、設計の段階で所轄警察署と協議すること。

提出から許可までの日数は、おおむね5日である。

③ 提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
工事申請地写真	1部	—	—	—	—
位置図(住宅地図)	1部	4部	—	—	2部
位置図(1/50,000)	1部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	1部	4部	—	—	—
保安施設様式図	1部	4部	2部	2部	1部
内訳書	—	—	3部	3部	—
仕様書	1部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	1部	4部	—	—	2部 (国・道)
断面図・平面図・復旧図 位置図(1/50~1/100)	—	—	3部	3部	2部 (市)
縁石等標準図	—	—	1部	1部	—
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・しゅん工届	1部	1部	1部	1部	—

※ 国道についてはデータでの提出も可能とする。

④ 工事関係所管官公署

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館建設管理部 事業室事業課施設保全室	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 道路管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 産業建設課	82-2115
	函館市恵山支所 産業建設課	(代)85-2331
	函館市椴法華支所 産業建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 産業建設課	(代)25-5111
道路占用許可 港湾道	函館市港湾空港部 管理課	21-3487
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
上水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室水道 管路等維持担当	(代)27-8753
下水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室下水道 管渠維持担当	(代)27-8751
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ	(代)22-4111
	函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT東日本-北海道 北海道南支店 埋設部門 函館サービスセンター	86-5554
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部	
	予 防 課 警 防 課	22-2144 22-2146

(3) メーターの受渡し

① 払出し時期

メーターの払出しは、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日および年末年始（函館市職員の休日および休暇に関する条例第2条第1項に規定する休日）を除き月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時までの間とする。ただし、次項ウ、エ、オに該当する場合は、先出しとすることができる。

② 受渡し手続

ア メーター受取りのみの場合

(ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を給排水指導担当に提出し、完成立会検査日を「給排水立会検査予定台帳」および「水道メーター払出請求書」に記入すること。

(イ) 給排水指導担当は、「給水装置工事検査申請書」を受け付け、「手数料納入通知書」を作成する。「水道メーター払出請求書」に「給水装置工事検査申請書」提出済みの確認印を押し、「水道使用開始申込書」と併せ計3点を申請者に渡す。

(ウ) 申請者は、「手数料納入通知書」を水道お客さまセンターに提出し手数料を納入すること。

(エ) 申請者は、手数料納入後、同窓口に「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を提出すること。

(オ) 水道お客さまセンターは、「水道メーター払出請求書」に完成立会検査日が記入されていることを確認し、メーターを払出す。

イ メーターの返納が伴う場合

(ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取りと返納を同時に行うことを原則とする。

(イ) メーターの口径変更等で返納および受取りを同時にできない場合、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出および旧メーターの返納は、新メーターの受取りから5日以内（土日祝日を除く。）とすること。

ウ パイプシャフト内にメーターを設置する場合

(ア) 中層および中高層建築物の直結給水を行う場合は、事前に逆止弁部およびパイプシャフト内配管の立会検査を受けること。

(イ) 受水槽式給水の共同住宅等で特例検針を行う場合は、事前にパイプシャフト内配管の立会検査を受けること。

(ウ) メーターの払出し時期は次の表のとおりとする。

⑤ 手数料の額

ア 指定申請手数料

項 目	単 位	指定申請作業
新規手数料	円/件	10,000
更新手数料	円/件	8,000

イ 一般工事の手数料

(ア) 設計審査手数料（申請1件につき）

項 目	単 位	25mmまで	25mmを超え 50mmまで	50mmを 超えるもの	改造または 撤去の工事	備 考
手 数 料	円/件	3,900	5,800	8,300	2,000	

(イ) 工事検査手数料（水道メーター1個につき）

項 目	単 位	25mmまで	25mmを超え 50mmまで	50mmを 超えるもの	改造または 撤去の工事	備 考
手 数 料	円/個	6,000	8,200	10,400	4,100	

ウ 開発行為等の手数料

(ア) 設計審査手数料（申請1件につき）

項 目	単 位	25mmまで	25mmを超え 50mmまで	50mmを 超えるもの	備 考
手 数 料	円/件	3,900	5,800	8,300	

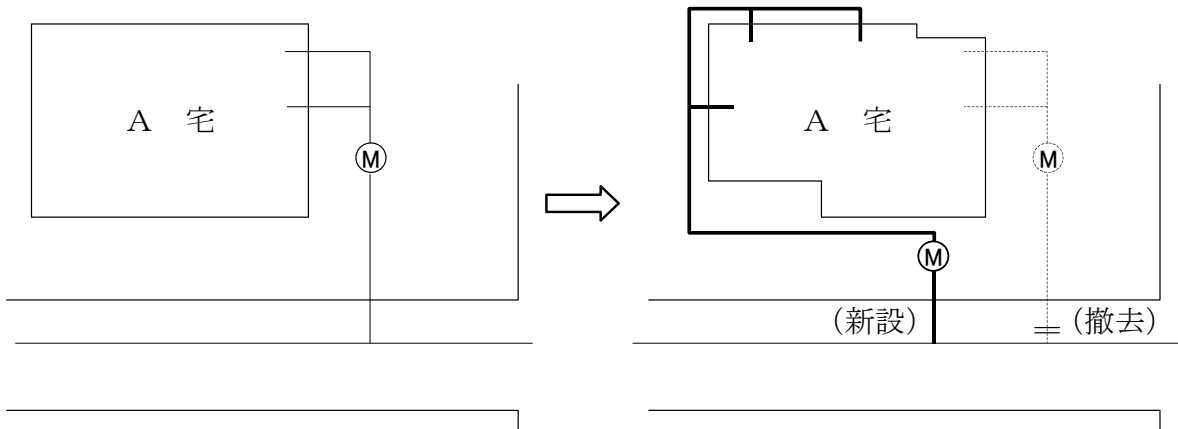
(イ) 工事検査手数料（工事延長当り）

項 目	単 位	25mmまで		25mmを超え50mmまで		50mmを超えるもの	
		工事延長20m までの分	工事延長20m を超える分 (20m増すごとに)	工事延長30m までの分	工事延長30m を超える分 (30m増すごとに)	工事延長40m までの分	工事延長40m を超える分 (40m増すごとに)
手 数 料	円/件	4,700	3,500	7,200	5,400	10,000	7,600

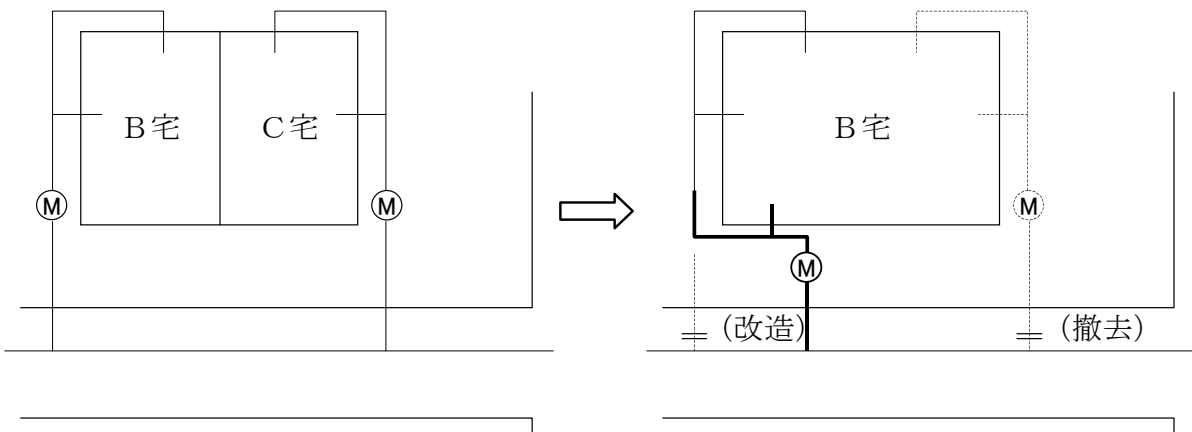
(2) 給水装置工事に関する申請等の取扱い

① 給水装置工事1件の申込みの中に工事内容が2種類以上含まれた場合

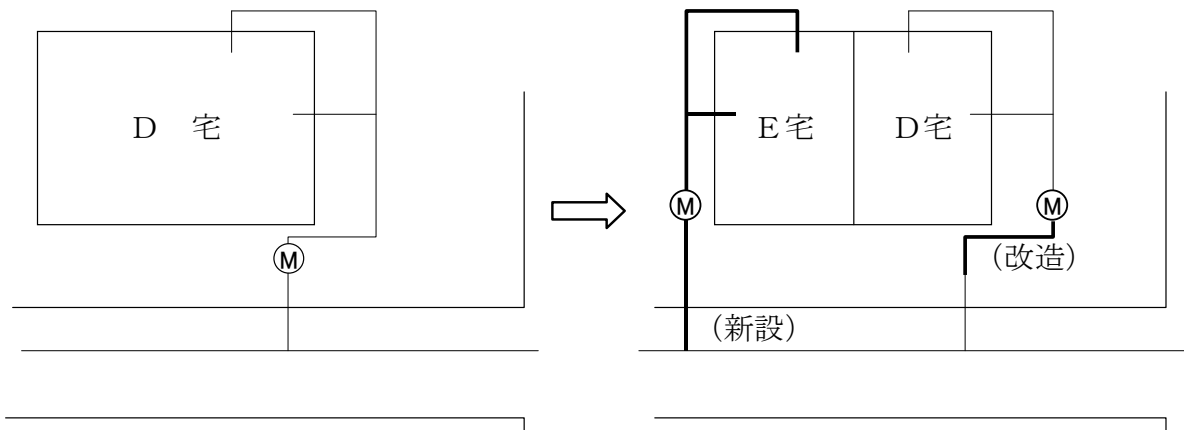
ア 新設、撤去の場合は、新設1件とする。



イ 改造、撤去の場合は、改造1件とする。



ウ 新設と改造の場合は、新設1件とする。



ただし、E宅とD宅の給水装置の所有者が異なる場合や、完成時期が異なる場合等は、それぞれを別に申込みものとする。

中層建築物直結給水に関わる維持管理届

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申請者 住所
(所有者) 氏名 印

電話

直結給水に関わる維持管理について

このことについて、下記の建物に関わる直結給水装置の管理責任者を次のとおり定め、維持管理については、函館市指定給水装置工事事業者と契約し、下記の事項を遵守します。

給水装置設置場所	函館市 町 丁目 番 号				
建築物名称					
建築物の用途		階建	住宅 戸	一般用 戸	計 戸

記

建 物 の 管 理 責 任 者	住所	函館市 町 丁目 番 号			
	氏名		電話		
維 持 管 理 者 (指定給水装置工事事業者)	住所	函館市 町 丁目 番 号			
	氏名		電話		

[遵守事項]

1. 申請者は管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに管理者に届け出ること。
2. 管理責任者は、指定給水装置工事事業者に変更が生じた場合は、速やかに管理者に届け出ること。また、給水装置に異常を認めた場合は、速やかに指定給水装置工事業者に連絡すること。
3. 維持管理者（指定給水装置工事事業者）は、管理責任者から修繕等の申込みを受けた場合は、速やかに措置を講ずること。
4. 管理責任者は、給水装置の逆止弁の保守点検と漏水調査を1年に1度実施すること。

イ 給水設備の現地確認内容

- (ア) 参考メーター設置箇所
- (イ) 各戸メーター設置箇所
- (ウ) 受水槽および配管状況

(7) 特例検針に係る協議

- ① 設計審査と同時に特例検針を申請するときは、申請前に受水槽以下の設計図書等により事前に管理者と協議を行うこと。
- ② 「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針認定申請書」に受水槽以降の給水設備関係図書を参考として添付し、提出すること。
- ③ 提出する受水槽以降の参考図書は、次のとおりとする。
 - ア 位置図，建物平面図，配管系統図，配管立体図，パイプシャフト詳細図，メーター設置図
 - イ 受水槽等詳細図およびポンプ・受水槽配管図
 - ウ その他管理者が必要と認める書類

(8) 協定書の取り交し等

- ① 「給水装置工事申込書」および特例検針に伴う協定書等の関係書類を提出し、設計審査および受水槽以降の給水設備関係図書の確認の結果、基準に適合している場合は特例検針を認める。
- ② 現地確認および水質検査の結果後、管理者が定める「協定書」を取交わす。なお、協定書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- ③ 管理責任者の変更届
協定を結んだ管理責任者に変更があった場合は、「管理責任者変更届」により届け出ること。

(9) メーターの払出し

メーターは、第2部「メーターの受渡し」の取扱いにより、払出しする。

(10) 維持管理

- ① メーターの維持管理
 - ア メーターの貸与を受けた者は、き損、亡失のないよう善良な注意をもって管理すること。
 - イ 貸与を受けたメーターをき損または亡失した者は、弁償しなければならない。
 - ウ 冬期間の凍結を防止するため、適切な保温を行うこと。また、長期不在になる場合は、住居等の水抜きを行うこと。

② 受水槽以下の給水設備の維持管理

ア 管理責任者は、受水槽以下の設備について、善良な注意をもって水質の汚染または漏水のないよう維持管理すること。

イ 管理責任者は、貯水槽水道の取扱いおよび関係法令等を遵守し、適正な管理を行い、水質の安全を図ること。

ウ 前項の清掃を行うときは、事前に清掃用水の使用について「受水槽清掃用水使用申込書」を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

また、使用後は、「受水槽清掃用水使用報告書」を提出する。使用水量料金は、水売却の取扱いにより、申込者に請求する。

エ 検針の結果、異常があるときは点検調査を行う。点検により異常が確認されたときは管理者の指示に従い適正な措置を講じること。

オ 参考メーターと各戸メーターの合計に差水量が発生し、原因が漏水等による場合は、速やかに修繕を行うこと。

カ 受水槽以下の給水設備を変更する場合は、事前に管理者と協議しなければならない。協議には申請様式を定めず、審査、検査手数料の徴収をしない。

キ 既に特例検針を受けている共同住宅等で、用途変更等を行う場合は、特例検針の対象外となることから、該当する給水系統の直結切替工事を行うこと。この場合、改造工事として申請し、管理者の設計審査を受けること。

(11) 認定の廃止

管理責任者は、特例検針を廃止しようとするときは、速やかに管理者に「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針廃止届」を提出しなければならない。

(12) 認定の取消し

管理者は、管理責任者が協定書に記載された事項を履行しないとき、または指示に従わないときは、認定を取消することができる。

(13) 水道料金等の徴収

① 検針

管理者は、共同住宅等の受水槽以下の各戸ごとに設置したメーターと参考メーターを隔月ごとに1回検針する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月または随時検針する。

② 水道料金等の徴収

水道料金等は、使用者から徴収する。その他、料金等に関する取扱いは、函館市水道事業給水条例および函館市下水道条例の規定による。

(14) その他

この取扱いに定めのない事項については、管理者が別に定める。

(メーターの設置基準)

第5条 メーターの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 参考メーターは、原則として検針、点検が容易にできる屋外とする。
- (2) 各戸メーターは、廊下または踊場等に面した位置で検針、取替が容易であり、かつ、凍結のおそれがないパイプシャフト等に設置する。
- (3) メーター設置配管は、原則としてメーター上流側から伸縮型甲止水栓、メーター、ユニオン付水抜きバルブ（逆止機構付）の順に設置すること。
- (4) メーターは、給水栓より低い位置に水平に設置すること。
- (5) 建物の出入口またはパイプシャフト等の扉が施錠され、出入りまたは開閉できないときは、管理する者を常駐させること。ただし、常駐させることができない場合は、代替措置を講じること。

(メーターの維持管理)

第6条 乙は、メーターの維持管理を次のとおり行うこと。

- (1) き損または亡失のないよう善良な注意をもって管理すること。
- (2) き損または亡失したとき、乙は弁償をしなければならない。
- (3) 冬期間の凍結を防止するため、適切な保温を行うこと。また、長期不在の住居等は、水抜きを行うこと。

(給水設備の維持管理)

第7条 乙は、受水槽以下の給水設備の維持管理を次のとおり行うこと。

- (1) 善良な注意をもって水質の汚染，または漏水のないように管理すること。
- (2) 貯水槽水道の取扱および関係法令等を遵守し，適正な管理を行い，水質の安全を図ること。
- (3) 受水槽等の清掃を行うときは，事前に清掃用水の使用について受水槽清掃用水使用申込書（第4号様式）により甲に届け出て許可を受け，使用後は受水槽清掃用水使用報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

使用水量料金は，甲の定める水売却の取扱により，受水槽清掃用水使用申込者に請求する。

- (4) 受水槽以下の給水設備を変更する場合は，事前に甲と協議しなければならない。協議には申請様式を定めず，審査，検査手数料は徴収しない。

(異常水量の取扱)

第8条 検針の結果，水量に異常があるときは甲が点検調査を行うことができる。

- 2 異常が確認されたとき，または参考メーターと各戸メーターの合計水量に差が生じた場合，乙は速やかに修繕等を行うこととする。

(認定の廃止)

第9条 乙は，特例検針を廃止しようとするときは，速やかに特例検針廃止届（第6号様式）を提出しなければならない。

(認定の取消)

第10条 甲は，乙が協定書に記載された事項を履行しないとき，または甲の指示に従わないときは，認定を取り消すことができる。

9. 貯水槽水道の取扱い

(1) 目的

貯水槽水道については、管理の不徹底に起因して、しばしば衛生上の問題が発生し、水質面での不安を感じる利用者が多いことから、水の供給者である管理者が、供給規程に基づき、貯水槽水道の設置者に適正な管理を行わせるため、次の取扱いを定める。

(2) 用語の定義

この取扱いにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定する水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。（簡易専用水道を含め、水槽の規模によらない建物内水道の総称として定義）
- ② 「簡易専用水道」とは、水道法第3条第7項に規定するものとし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものをいう。
- ③ 「小規模貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定するものとし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10m³以下のものをいう。
- ④ 「供給規程」とは、管理者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、函館市水道事業給水条例をいう。

(3) 貯水槽水道の責任に関する事項

① 管理者が行うこと

- ア 貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言および勧告を行うことができるものとする。
- イ 貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

② 設置者が行うこと

- ア 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の規定に基づき、当該簡易専用水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- イ 小規模貯水槽水道の設置者は、簡易専用水道に準じて、当該貯水槽水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(4) 管理者による指導, 助言, 勧告

① 指導

貯水槽水道の管理について, 貯水槽の清掃をした方が良いと判断した場合等, 設置者に対して定期的な清掃等を伝え, 管理の充実について理解を得ようとする事。

② 助言

指導にも拘わらず, 貯水槽水道の設置者が十分な管理を行っていない場合, このまま放置することにより問題となる事項等を説明し, 再度管理の充実について理解を得ようとする事。

③ 勧告

再三の指導, 助言にも拘わらず改善が行われない場合の, 水道事業者としての最終的な対応で, この場合, 保健所からも指示, 命令等が行われる可能性があることを伝える。

[参考] 函館市保健所の指導等

「函館市簡易専用水道取扱指針」, 「函館市簡易専用水道の管理に関する事務処理要領」および「函館市飲用井戸等衛生対策要領」による。

(5) 管理者による利用者への情報提供

① 貯水槽水道を経由する水道水の仕組みや構造等

② 利用者からの依頼に基づき, 簡易水質チェック (色, 濁り, 臭い, 味, 残留塩素) および貯水槽施設への立ち入りした場合の状況等

③ 検査機関の紹介

④ 情報提供の方法 (函館市公式ホームページ, 企業局だより等)

(6) 簡易専用水道の設置者による貯水槽水道の管理および検査

法第34条の2で定める規定に従い行うこと。

(7) 小規模貯水槽水道の設置者による貯水槽水道の管理および自主検査

貯水槽水道の管理およびその管理の状況に関する検査は, 次によるものとする。

① 次に掲げる管理基準に従い, 管理すること。

ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物, 汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色, 濁り, 臭い, 味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは, 水質基準に関する厚生労働省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

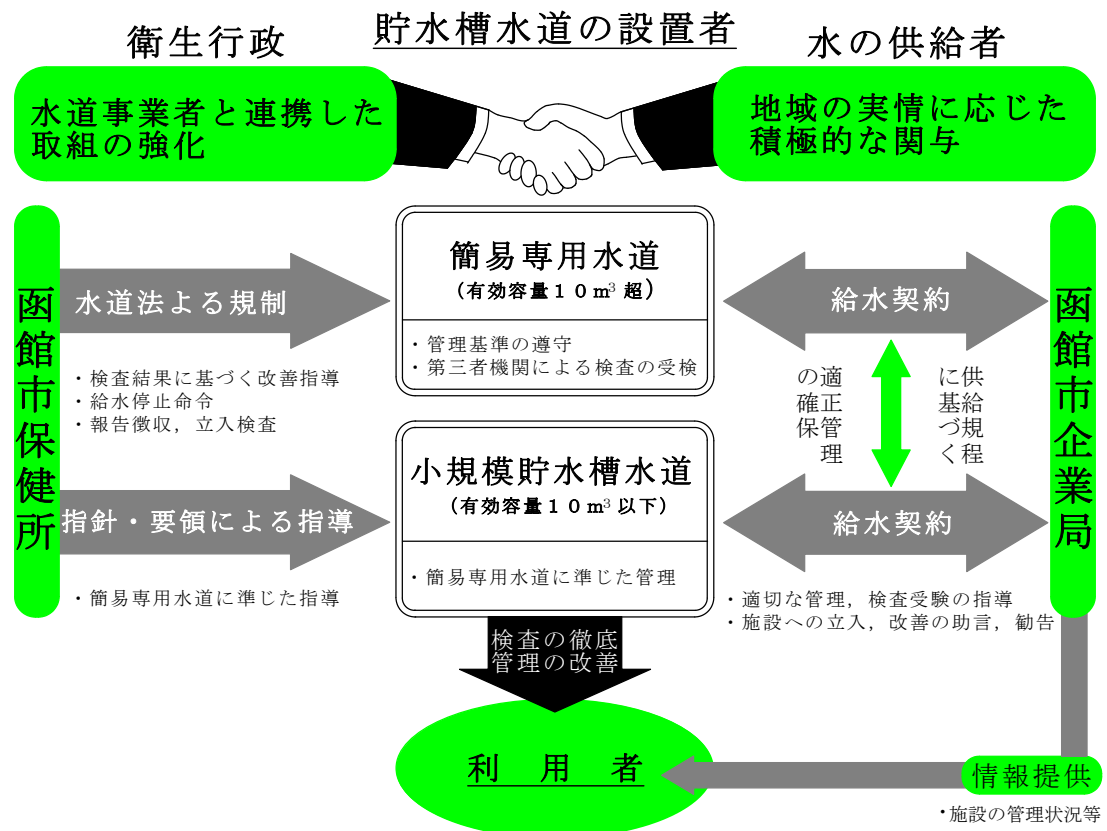
エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは, 直ちに給水を停止し, かつ, その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- ② ①の管理に関し、毎年1回以上定期的に、小規模貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査および残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

[参考] 自主検査

簡易専用水道の設置者に対しては水道法上の規制があり、小規模貯水槽水道の設置者に対しては、法令上の義務付けはなく供給規程によって簡易専用水道の管理に準じて行うよう努めなければならないこととなっている。

(8) 貯水槽水道の管理の充実



(9) その他

この取扱いに定めない事項については、管理者が別に定める。

第3部 給水装置工事材料の取扱い

1. 給水装置の構造および材質	1
(1) 給水装置の構造および材質の法的基準（水道法施行令第6条）	1
(2) 性能基準7項目の解説	1
2. 給水装置工事材料の性能基準の区分	2
3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法	3
4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法	4
5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示	5
(1) 適合性の表示方法	5
(2) 日本水道協会品質認証センター(第三者認証機関)の品質認証マーク	5
① 基本基準適合品に使用する認証マーク	5
② 特別基準適合品・技術的基準適合品に使用する認証マーク	6
(3) 第三者認証機関の共通認証マーク	6
(4) 自己認証品の基準適合証印	7
6. 給水管および給水用具の指定(配水管等の取付口から水道メーターまで)	9
(1) 管および継手類	9
(2) 分岐用具	9
(3) 栓・バルブ類	9
(4) その他	10
参考資料 給水装置の構造及び材質の基準（施行令，省令）	11

第 3 部

1. 給水装置の構造および材質

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。（水道法第16条）

(1) 給水装置の構造および材質の法的基準（水道法施行令第6条）

- ① 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
 - ② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - ③ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。
 - ④ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - ⑤ 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - ⑦ 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- ※ ④、⑤、⑦は給水停止条件となる。

(2) 性能基準7項目の解説

給水装置の構造および材質の基準に関する厚生労働省令により個々の給水管および給水用具が満たすべき性能基準は、次の7項目となる。

基準項目	解 説
①耐圧性能	水道の水圧により給水装置に水漏れ、破壊等が生じることを防止するためのもの。
②浸出性能	給水装置から金属等が浸出し、飲料に供される水が汚染されることを防止するもの。
③水撃限界性能	給水用具の止水機構が急閉止する際に生ずる水撃作用により、給水装置に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
④防食性能	酸、アルカリおよび漏えい電流による侵食を防止するもの。
⑤逆流防止性能	給水装置からの逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生ずることを防止するためのもの。
⑥耐寒性能	給水用具間の水が凍結し、給水用具に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
⑦耐久性能	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、その結果給水装置の耐圧性、逆流防止等に支障が生ずることを防止するためのもの。

※ この性能基準に適合する給水装置工事材料は、すべて使用できる。しかし、性能基準に適合しない給水装置工事材料を使用した場合は、給水拒否または給水停止の要件となる。

2. 給水装置工事材料の性能基準の区分

7項目の性能基準は、すべての給水装置工事材料に一律に適用するものではなく、性能基準ごとに、その確保が不可欠な材料に限定して適用するものである。

参考として次の表に性能基準ごとに適用する給水装置工事材料を示す。

性能基準	適用する給水装置工事材料
耐圧性能	すべての給水管および給水用具 (最終の止水機構の流出側に設置されるものを除く)
浸出性能	飲料に供される水に接触する可能性のある給水管および給水用具 [適用対象の用具例] ○給水管 ○末端給水用具以外の給水用具 ・継手類 ・バルブ類 ・受水槽用ボールタップ ・先止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器 ○末端給水用具 ・台所用、洗面所用等の水栓 ・元止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器 ・浄水器、自動販売機、冷水器 銅合金を使用している給水用具などは、平成15年4月1日施行の鉛に係る水質基準を満たすものでなければならない。
水撃限界性能	水撃作用を生じるおそれのある給水用具であり、具体的には水栓、ボールタップ、電磁弁、元止め式瞬間湯沸器等がこれに該当する。 なお、水撃作用を生じるおそれがあり、この基準を満たしていない給水用具を設置する場合は、別途、水撃防止用具を設置するなどの措置を講じなければならない。
逆流防止性能	逆止弁、減圧式逆流防止器、逆流防止装置内蔵型の給水用具
負圧破壊性能	バキュームブレーカー、負圧破壊装置内蔵型の給水用具、吐水口空間により逆流を防止する構造の給水用具 (ボールタップ付ロータンク、自動販売機、冷水器)
耐寒性能	凍結のおそれのある場所において設置される給水用具 なお、凍結のおそれのある場所においてこの基準を満たしていない給水用具を設置する場合は、別途、断熱材で被覆するなどの凍結防止措置を講じなければならない。
耐久性能	減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁、電磁弁等

3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法

給水装置工事材料の性能基準適合の証明は、製造業者等が自らの責任において行う自己認証が基本とされるが、第三者機関が製造業者等との契約により、認証する第三者認証も有効とされている。

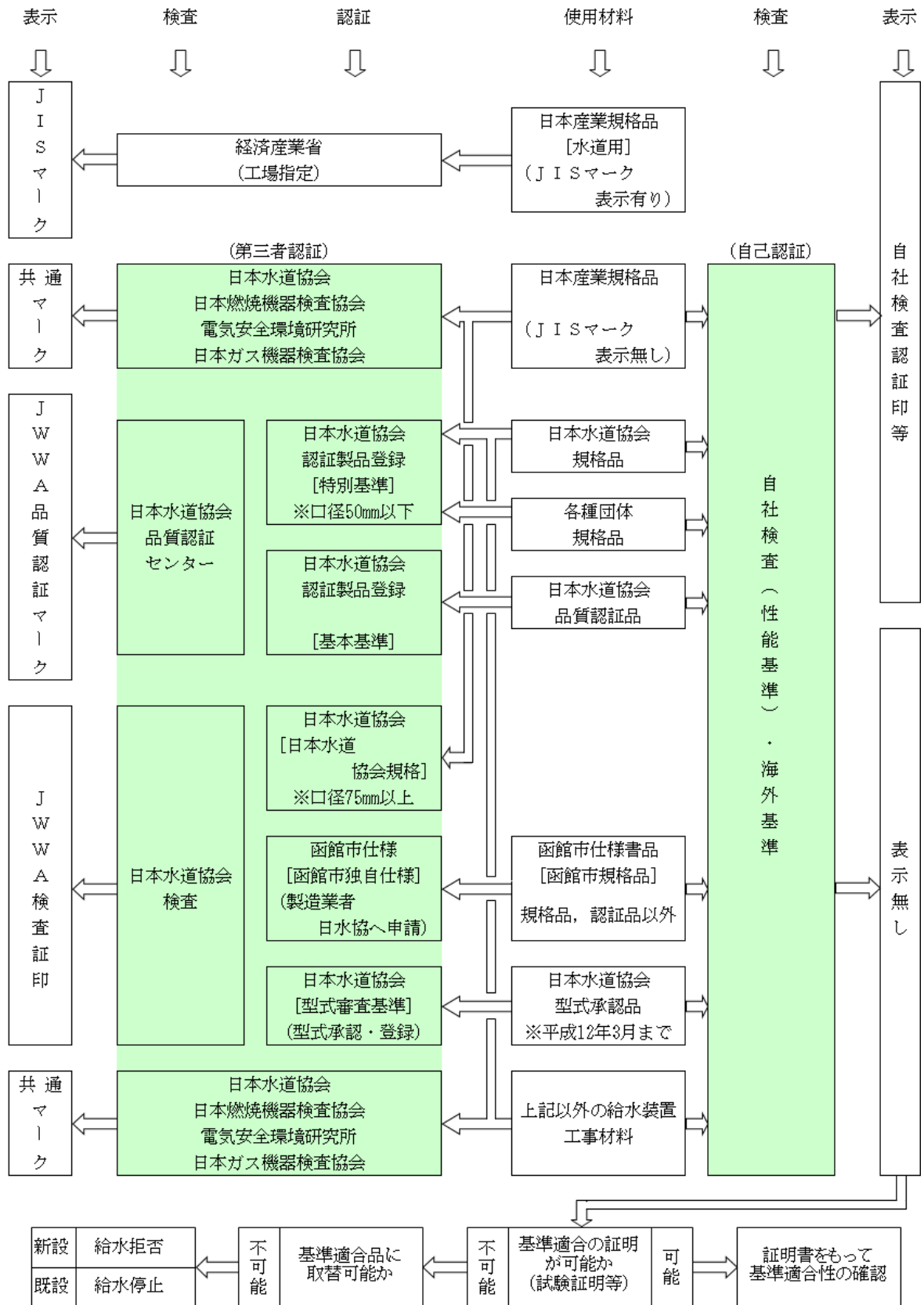
自己認証	第三者認証
<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造業者は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し、若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明する方法。 ○ この証明については、製造業者等が自らまたは、製品試験機関等に委託して得たデータ、作成した資料等により行う。 ○ 具体例としては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社検査証印等の表示を製品等に行う。 ・ 性能基準を満たす試験証明書および製品品質の安定性を示す証明書を種類ごとに指定給水装置工事事業者に提示する。 等が考えられる。 ○ 性能基準適合であることの証明方法の基本となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中立的な第三者機関が、製造業者等との契約により、製品試験、工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録し、認証製品であることを示すマークの表示を認める方法。 ○ これは製造業者等の希望に応じて、任意に行われるものであり、義務付けられるものではない。 ○ 欧米諸国においては、一般的に実施されている。

※ 性能基準適合品の確認方法

- ・ 厚生労働省給水装置データベースページ
- ・ 日本水道協会品質認証センター品質認証検索ページ

4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法

現時点における日本産業規格品，日本水道協会規格品等の各種材料の性能基準適合に関する証明方法の動き，その確認方法について次のフロー図を示す。



5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示

規格および仕様品以外の製品については、製品に求められているすべての性能基準の項目について基準を満たしている適合性の表示方法として、消費者や工事業業者が確認しやすい任意の方法で、製品、梱包材、説明書等に自ら自社検査証印および認証マークが表示される。

しかし、その表示行為はあくまでも製造業者の任意であることから、表示のない製品については性能基準適合性の証明ができる試験証明書等の提出により確認するものとする。

(1) 適合性の表示方法

適合性の表示方法（シールまたは印刷および打刻、鋳出し等）

	日本産業規格	日本水道協会 品質認証品	自己認証品	函館市仕様品
給水管および 給水用具	JIS マーク	JWWA 品質認証マーク	自社検査証印	JWWA 検査証印等
		表示なし※	表示なし※	

※表示の有無は任意

(2) 日本水道協会品質認証センター（第三者認証機関）の品質認証マーク

日本水道協会品質認証センターで認証した製品は、品質認証マークとして基本基準適合品に表示するマークと特別基準適合品・技術的基準適合品に表示するマークに分別される。

基本基準適合品とは、水道法第16条に基づく給水装置の構造および材質に関する基準に適合した製品をいう。

特別基準適合品とは、基本基準に他の性能項目についての基準を付加した基準であって、品質認証センターが認めた規格であり、JWWA規格等が該当する。

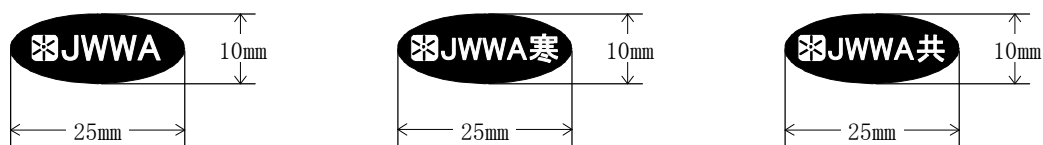
技術的基準適合品とは、水道事業用の資機材や薬品が厚生労働省令で定める基準に適合したものをいう。

なお、JISマーク表示品については、品質認証センターでの認証はしないとされている。

品質認証マークは、シールまたは印刷のほか打刻、鋳出しまたは押印等に表示され、品質認証マーク種類および基本の形状・寸法は次のとおりである。

① 基本基準適合品に使用する認証マーク

ア シールまたは印刷による場合の基本の形状・寸法および色調



推奨色調（地色 青色，文字 銀色）

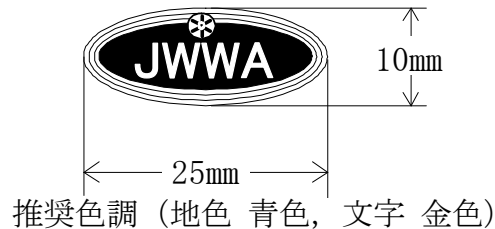
イ 打刻，鑄出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

種類	刻印，ゴム印，鑄出し，印刷等		
形状・寸法	4 mm	6 mm	9 mm
外枠・寸法	6 mm	8 mm	11 mm



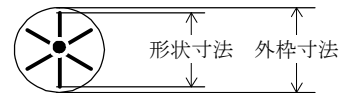
② 特別基準適合品・技術的基準適合品に使用する認証マーク

ア シールまたは印刷による場合の基本の形状・寸法および色調



イ 打刻，鑄出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

種類	刻印，ゴム印，鑄出し，印刷等		
形状・寸法	4 mm	6 mm	9 mm
外枠・寸法	6 mm	8 mm	11 mm



③ 記号の説明

- ✳ 日本水道協会記章
- JWWA Japan Water Works Association
- 寒 寒冷地仕様製品
- 共 一般・寒冷地用共用仕様製品

(3) 第三者認証機関の共通認証マーク

共通認証マーク 	 (社) 日本水道協会	 (財) 日本燃焼器具検査協会
	 (財) 電気安全環境研究所	 (財) 日本ガス機器検査協会

このマークは，第三者認証機関である以下の4機関の共通認証マークとして，製品に求められる「性能基準」（耐圧，浸出，水撃限界，逆流防止，負圧破壊，耐久，耐寒）に適合した製品に表示される。

6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）

(1) 管および継手類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 120	φ75～250 GX形	(JIS G 5526) (JIS A 5314) (JIS G 5526) (JIS G 5528) (JIS G 5527) (JIS G 5528)
	JWWA G 113	φ75～250 K形・NS形	
	JWWA A 113	モルタルライニング	
	JWWA G 120	φ75～250 GX形	
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 113	φ75～250 K形・NS形	※φ300以上については、事前に管理者と協議を要する
	JWWA G 112	内面エポキシ樹脂粉体塗装	
	JWWA G 121	φ75～250 GX形	
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	φ13～50 第1種二層管(軟質)	埋設用
水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (B形)	φ13～50	
	JWWA B 116 準拠品	φ13～25 オネジ付エルボ メネジ付エルボ	
水道用ライニング鋼管	JWWA K 116 JWWA K 132	φ13～50 塩化ビニルまたは ポリエチレン粉体塗装等	VD・PD 埋設用
水道用ライニング鋼管継手	JWWA K 150	φ13～50 塩化ビニルまたは ポリエチレン粉体塗装等	
水道用ステンレス鋼管	JWWA G 115	φ13～50	※使用については、事前に管理者と協議を要する
水道用ステンレス鋼管継手	JWWA G 116	φ13～50	

(2) 分岐用具

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
割丁字管	函館市仕様	φ75～350×40～200 (ポリエチレンスリーブ付)	
水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ75～350×20～25	
ポリエチレン管用 サドル付分水栓	JWWA B 136	φ40×20 φ50×20～25 A形(ボール式)	
分水サドルバンド	JWWA B 136 準拠品	φ40～50×13～25	止水機構なし 宅内分岐用

(3) 栓・バルブ類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 (ショート形)	JWWA B 122	φ75～250 (旧函館市地区用：左閉じ)	※φ300以上は事前に 管理者と協議を要する
		φ75～250 (旧亀田市地区用：右閉じ)	
水道用ソフトシール仕切弁 (ショート形)	JWWA B 120	φ75～250 (旧函館市地区用：左閉じ)	※使用制限については 次ページに記載
		φ75～250 (旧亀田市地区用：右閉じ)	
水道用急速空気弁	JWWA B 137	φ75～350×13～25 (7.5K)	
地上式消火栓	函館市仕様	φ150 (3方向)	村瀬鉄工所製
水道用止水栓	JWWA B 108	φ13～50 (甲形, 内ネジ伸縮型)	
水道用減圧弁	JIS B 8410	φ20, 25	
水道用逆流防止弁	JWWA B 129	φ13～50 (ばね式, 単式)	
水道用逆止弁	JIS B 2031	φ75以上(スイング式 10K フランジ形)	
青銅弁(ネジ込み仕切弁)	JIS B 2011	φ13～50 (10K)	弁棒上昇式
水道用鋳鉄フランジ	函館市仕様	φ50以上	

(4) その他

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
仕切弁きょう	函館市仕様	1, 2号	JWWA B 110 準拠品
丸大型路面蓋	函館市仕様	FCD製 小蓋付き	
コンクリート大・中丸管	函館市仕様	大 φ750×600 中 φ450×300	
FRP製仕切弁きょう	函館市仕様	φ13~50(H=0.8, 1.2m)	
金蓋付角石	函館市仕様	L 300×W 300×H 140	
ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158		φ75~350のDIPに被覆する。
FRP製バルブ標示杭	函館市仕様	L 45×W 45×H 450	
メーターボックス(A)	函館市仕様	中 L 480×W 380×H 450 大 L 610×W 395×H 450	中(φ13, 20)・大(φ25)
メーターボックス(KA)	函館市仕様	中 L 445×W 275×H 420 大 L 580×W 350×H 410	中(φ13, 20)・大(φ25) メーター位置改善工事用
メーターボックスB-1	函館市仕様	L 530×W 380×H 200	φ13~25(Aボックス使用) メーター位置改善工事用
メーターボックスB-2	函館市仕様	L 700×W 400×H 650	φ13: 4個 φ20, 25: 2個 φ40: 1個
メーターボックスKB-2		L 720×W 460×H 650 逆止弁の通路設置用铸铁蓋	φ13, 20: 4個 φ25: 2個 φ40: 1個
メーターボックスB-3	函館市仕様	L 700×W 600×H 650	φ13, 20: 4個 φ25: 3個 φ40: 2個
メーターボックスKB-3		L 900×W 660×H 650 逆止弁の通路設置用铸铁蓋	φ13, 20: 6個 φ25: 4個 φ40: 3個
メーターボックスB-4	函館市仕様	L 1000×W 600×H 650	φ13, 20: 6個 φ25: 5個 φ40: 3個 φ50: 1個
メーターボックスT-1	函館市仕様	L 1260×W 760×H 900	φ50: 1個
メーターボックスT-2	函館市仕様	L 1560×W 760×H 900	φ75, 100: 各1個
メーターボックスT-3	函館市仕様	L 1800×W 900×H 1150	φ150: 1個
メーター保護ボックス	函館市仕様	軽量コンクリート	
メーター保護ボックス蓋	函館市仕様	ABS樹脂製, 縞鋼板製 縞鋼板製チェーン付	

※ 水道用ソフトシール仕切弁(φ75~250)の使用制限について

- 次の仕切弁については, 水道用ダクタイル铸铁仕切弁とする。
 - ア 水道メーター等の設置用の一次側仕切弁
 - イ 開発行為等で道路上に設置する場合, 通常全閉状態(常鎖)として使用する
箇所や将来常鎖として使用することが想定される仕切弁
 - ウ 配水本管(φ300以上)からの分岐箇所や流量調整箇所等で, 制御して使用することが想定される仕切弁

※ 仕切弁および青銅弁の規格表示について

- 道路上に設置した弁については, 指定事業者が透明フィルムのタグを弁きょう等の蓋に取付け規格表示する。(施工年度, バルブ機種, 口径, 開閉方向等, 竣工図等)

(5) 違反行為に係る事務処理要綱に定める様式（別紙）

別記第1号様式（第4条関係）

違反行為報告書

年 月 日

水道法、函館市水道事業給水条例および函館市水道事業給水条例施行規程に違反する行為を認めたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 工事を施行した者の氏名 氏名 (指定番号 第 号)
(指定給水装置工事事業者名) 住所
(法人の場合、名称、代表者および担当者) 電話番号
工事の施行に関与した者の氏名 氏名 (交付番号第 号)
(給水装置工事主任技術者または技能を有する者)
- 2 工事施行箇所 函館市 町 丁目 番 号
- 3 給水装置使用者（所有者） 氏名
(法人の場合、名称、代表者および担当者) 住所
電話番号
- 4 工事の施行期間および違反行為を行っていた期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 発見の状況等
(1) 発見年月日 年 月 日
(2) 発見した職員名 課・担当・氏名
(3) 発見の状況 調査年月日
調査時間
調査内容
状況写真添付
(4) 是正を指示した職員名 課・担当・氏名
(5) 指示年月日 年 月 日
(6) 指示内容
(7) 是正後の状況 状況写真添付
- 6 工事の申請年月日および 年 月 日
工事しゅん工年月日 年 月 日
- 7 水道料金調定状況および収納状況
- 8 その他報告を要すると認められる事項
(1) 事情聴取の内容
(2) 違反事項
(3) 予定措置内容
(4) 報告者 課・担当・氏名
(5) その他

第1号様式（第14条，第14条の7関係）

主 査	受 付

受 付 年 月 日	受 付 番 号	整 理 番 号
年 月 日	第 号	

給 水 装 置 工 事 申 込 書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

課 長	主 査	主 査	審 査 担 当

申 込 者 (給水装置所有者)	住 所	〒□□□□-□□□□ □□□□ 都道府県 市郡区		
	氏 名	印		
	電 話	() -		
給水装置使用者氏名				
給水装置設置場所		函館市 町 丁目 (番地) 番 号		
設計審査の申請者 (指定給水装置工事事業者)	住 所			
	氏 名	印		
	電 話	() -		
指名給水装置工事主任技術者氏名		印	技 能 を 有 する 者	
工 事 種 別		新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去		
給水装置の用途		家庭用 ・ 一般用 ・ 公衆浴場用		
給 水 方 式		直結 ・ 増圧 ・ 直増併用 ・ 受水槽 ・ 直受併用	事前協議	有 ・ 無
分岐管の種別		配水管 ・ 公道給水管 ・ 宅地内給水管	分岐止	有 ・ 無
水道メーター		口径 mm 個 ・ 口径 mm 個		
給水管最大口径		mm		
給水管所有者分岐承諾		有 ・ 無		
道 路 種 別		国道 ・ 道道 ・ 市道 ・ 私道 ・ その他		
施行者区分	分岐箇所から水道メーターまで	指定給水装置工事事業者		
	水道メーターから末端給水栓まで	指定給水装置工事事業者		
着工予定年月日		年 月 日	しゅん工予定年月日	年 月 日

道路占用許可申請年月日	年 月 日	審査手数料	円
-------------	-------	-------	---

注1 手数料については，函館市水道事業給水条例第34条第2項の規定に基づく。

注2 工事の施行に当たり，申込者が他人の給水装置から分岐して使用する場合は，裏面の承諾書により必ず承諾を受けてください。

第1号様式の4 (第14条の7関係)

主 査	受 付

受 付 年 月 日	受 付 番 号	整 理 番 号
年 月 日	第 号	

給 水 装 置 工 事 検 査 申 請 書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

課 長	主 査	主 査	検 査 担 当

申 請 者 [指定給水装置 工事事業者]	住 所	-					
	氏 名	印					
	電 話	() -					
給水装置使用者氏名							
給水装置設置場所		函館市	町	丁目	(番地)	番	号
給水装置所有者	住 所	都道	府県	市郡	区		
	氏 名						
	電 話	() -					
指名給水装置工事 主任技術者氏名		印		技能を 有する者			
工 事 種 別		新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去					
給 水 方 式		直結・増圧・直増併用・受水槽・直受併用			事前協議	有・無	
分 岐 管 の 種 別		配水管・公道給水管・宅地内給水管			分岐止	有・無	
立 会 検 査 日	分岐せん孔 工 事	年 月 日	通水作業	年 月 日			
	水圧試験	年 月 日	完 成	年 月 日			
貸与水道メーター		口径	mm	個	口径	mm	個
貸与参考水道メーター		口径	mm	個			
水道メーター払出年月日		年 月 日					
水道メーターおよび配管検査日		水 道 メーター	年 月 日	配管	宅地内	年 月 日	
					屋 内	年 月 日	
道 路 部 工 事	道 路 種 別	国 道	道 道	市 道	私 道	そ の 他	
	占 用 許 可 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	路 面 復 旧 届 出 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	路 面 復 旧 検 査 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
路 面 種 別		アスファルト・インターロッキング・砂利道・その他					
着 工 年 月 日		年 月 日	しゅん工年月日	年 月 日			

注 手数料については、函館市水道事業給水条例第34条第2項の規定に基づく。

検 査 手 数 料	円
-----------	---

給水装置箇所現場写真

契約番号	設置場所	所有者	施工年月日	施工者名
	町 丁目 番 号		年 月 日	
○. 項 目 (例 分岐穿孔)				
○. 項 目 (例 分岐止め)				

修 繕 工 事 報 告 書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

使用 者 番 号											
報 告 者	住 所										
	氏 名										印
修 繕 申 込 年 月 日		年 月 日			(修繕箇所位置図)						
給 水 装 置 設 置 場 所		函館市 町 丁目 (番地)									
		番 号									
使 用 者 氏 名											
修 繕 施 行 年 月 日		年 月 日									
水 道 メ ー タ ー	口 径					mm					
	番 号										
	修繕完了 時の指針	本器					m ³				
		副管					m ³				
修繕の種類および内容											
公道部分の修繕						宅地内の修繕					
1 破損修繕 2 漏水修繕 (舗装復旧) 面積 m ² 歩道 t = cm 車道 t = cm (修繕工事内容) _____ _____ _____ _____						1 屋外給水管漏水修繕 2 屋内給水管漏水修繕 3 防寒器・水抜き修繕 4 パッキン取替 () 5 立上り管漏水修繕 6 ボールタップ修繕 7 その他 ()					

軽 微 な 変 更 届

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

お客さま番号		—	—		
届 出 者	給水装置設置場所	町 丁目 番 号			
	使用 者 氏 名	Ⓜ 電話 ()			
工 事 事 業 者	住 所				
	氏 名 また 名 称				
修繕施工年月日	年 月 日		(備 考)		
水道メーター口径	口径 mm				
水道メーター番号					
修繕完了の水道 メーター指針 (m3)	本器				
	副管				
修繕箇所 1 給水栓の (取替・コマ取替) 2 給水栓のパッキン取替 3 ボールタップの故障修理 (取替・パッキン取替・調整) 4 その他					

給水装置工事に係る取扱指針

発行 函館市企業局上下水道部

〒040-0053 函館市末広町5番14号

TEL (0138) 27-8742

令和3年4月1日
